

長

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年9月24日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 青木島ショッピングパーク 長野市青木島四丁目4-5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 - 倉島事業開発株式会社

長野市大字鶴賀南千歳町1005番地

株式会社良品計画

東京都文京区後楽二丁目5番1号

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

名称	代表者氏名	住所
倉島事業開発株式会社	倉島 順之介	長野市大字鶴賀南千歳町1005番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
倉島事業開発株式会社	倉島 順之介	長野市大字鶴賀南千歳町1005番地
株式会社良品計画	堂前 宣夫	東京都文京区後楽二丁目5番1号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
明和フーズ株式会社	吉澤 正久	須坂市大字福島412番地 1
宮島産業株式会社	宮島 政美	長野市鬼無里日影6808番地1号
菓樹工房 萌	寺尾 広之	上田市中央北2-8-10
株式会社パリミキ	恒吉 裕司	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株式会社ベルカデイア	辰野 勇	奈良県奈良市高畑町1200番地の9
株式会社エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
ル・プレ株式会社	塚田 克好	埴科郡坂城町大字坂城6428番地
有限会社シーポートカンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市三丁目30番24号
株式会社いつ和	阿部 昇	新潟県十日町市明石町6番地2
株式会社ポーラ	竹永 美紀	東京都品川区西五反田二丁目2番3号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川(健三	小諸市御幸町二丁目1番20号

1	1	
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
明和フーズ株式会社	吉澤 正久	須坂市大字福島412番地 1
宮島産業株式会社	宮島 政美	長野市鬼無里日影6808番地1号
株式会社パリミキ	恒吉 裕司	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株式会社ベルカデイア	辰野 勇	奈良県奈良市高畑町1200番地の9
株式会社エディオン	久保 允誉	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号
ル・プレ株式会社	塚田 克好	埴科郡坂城町大字坂城6428番地
有限会社シーポートカンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市三丁目30番24号
株式会社いつ和	阿部 昇	新潟県十日町市明石町6番地2
株式会社ポーラ	竹永 美紀	東京都品川区西五反田二丁目2番3号
株式会社良品計画	堂前 宣夫	東京都文京区後楽二丁目5番1号

4 変更した年月日

令和6年2月18日ほか

5 届出年月日

令和6年8月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年9月24日から令和7年1月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱 (平成12年5月19日付け12産振第137号) 様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・ I T振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年9月24日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア駒ヶ根店

駒ヶ根市下市場11-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155番地28

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
デリシア駒ケ根店	駒ヶ根市下市場11-11

(変更後)

名称	住所
デリシア駒ケ根店	駒ヶ根市下市場11-8ほか

4 変更した年月日

令和6年8月13日

5 届出年月日

令和6年8月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年9月24日から令和7年1月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・ I T振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

県

報

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出する ことができます。

令和6年9月24日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デリシア駒ヶ根店

駒ヶ根市下市場11-8ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社デリシア

松本市大字今井7155番地28

- 3 変更しようとする事項
 - (1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置		収容台数(台)
1	③-1建物配置図(変更前)駐輪場No. 1	16
2	③-1建物配置図(変更前)駐輪場No. 2	20
3	③-1建物配置図(変更前)駐輪場No. 3	10
	合計	46

(変更後)

位置		収容台数(台)
1	③-2建物配置図(変更後)駐輪場No. 1	10
2	③-2建物配置図(変更後)駐輪場No.2	4
合計		14

- (注) 位置は届出書添付の図面のとおり
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4	5
出口	4	5
合計	8	10

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

4 変更する年月日

令和7年4月14日

5 届出年月日

令和6年8月13日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年9月24日から令和7年1月23日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業立地・ I T振興課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。 令和6年9月24日

報

長野県佐久建設事務所長 大瀬木 弘

1 許可番号

令和6年7月4日 長野県佐久建設事務所指令6佐建第73-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南佐久郡川上村字原4-6、5-1、5-2、5-3、5-4、5-5の内、5-6、6、7-1、7-2、7-3、7-4、7-5、7-6、8-1、8-2、9-1、9-2、10、11-1、11-2、12、13-1、13-2、14-1、14-3、14-4、15-1、15-2、15-3、15-4、15-4先、15-5、15-5先、16-1、16-2、16-3 、18-1 先、18-2 の内、18-2 先、18-3 、24-1 、24-2、24-4 、289-3 、290-3

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南佐久郡川上村大字大深山525

川上村長 由 井 明 彦

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。 令和6年9月24日

長野県伊那建設事務所長 川 上 学

1 許可番号

令和6年1月10日 長野県伊那建設事務所指令5伊建第129-9号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字並木下7840-39、7843-2、7843-3の内、14613-5の内、14613-48、14613-57

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡谷市成田町2-11-6

マルヤス機械株式会社 代表取締役社長 林 広一郎

都市・まちづくり課